

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

令和4年10月21日

株式会社三機サービス

令和 4 年 10 月 21 日

株式交換に係る事前開示事項

兵庫県姫路市阿保甲 576 番地 1
株式会社三機サービス
代表取締役社長 北越 達男

当社は、株式会社兵庫機工（以下、「兵庫機工」といいます。）との間で締結した 2022 年 10 月 21 日付株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022 年 12 月 1 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、兵庫機工を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたします。本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める当社の事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 をご参照ください。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 をご参照ください。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる本株式交換にかかる新株予約権についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はございません。

4. 株式交換完全子会社についての事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号イ）

別紙 3 をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決済日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号ロ）

該当事項はございません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の

会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号ハ）

該当事項はございません。

5. 株式交換完全親会社についての事項

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号イ）

該当事項はございません。

6. 会社法第 799 条 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はありません。

以 上

別紙 1：株式交換契約書（写）

株式交換契約書

株式会社三機サービス（以下「甲」という。）及び株式会社兵庫機工（以下「乙」という。）は、以下のとおり、2022年10月21日（以下「本契約締結日」という。）付で、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

- 甲 商号：株式会社三機サービス
住所：兵庫県姫路市阿保甲 576 番地 1
- 乙 商号：株式会社兵庫機工
住所：兵庫県姫路市飾東町豊国字仲田 790

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に 25.6 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 25.6 株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に 1 に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従って処理する。

第4条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第5条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年12月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（株式交換契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

第7条（前提条件）

甲は、乙が、効力発生日の前日までに、乙の定款を変更し、株券不発行会社へ移行していることを条件として、第3条第1項及び第2項に定める義務を履行する。

第8条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時において消却する。

第9条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

第10条（本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 第 6 条第 1 項ただし書の規定による甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、本契約につき甲の株主総会の決議による承認が得られなかったとき
- (2) 効力発生日の前日までに、本契約につき第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (3) 本株式交換に関し、法令に基づき効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出等が完了しなかった場合
- (4) 第 7 条各号に定める条件が充足されなかった場合
- (5) 前条に基づき本契約が解除された場合

第 12 条（裁判管轄）

本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関する事項につき疑義が生じた場合は、甲及び乙は、相互に誠実に協議して解決に努める。

以上の合意を証するため、本契約書の正本 2 通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2022 年 10 月 21 日

甲： 兵庫県姫路市阿保甲 576 番地 1
株式会社三機サービス
代表取締役社長 北越 達男

乙： 兵庫県姫路市飾東町豊国字仲田 790
株式会社兵庫機工
代表取締役 中田 一男

別紙 2 : 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め の相当性に関する事項

1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	兵庫機工 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当て比率	1	25.6
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式 : 640,000 株 (予定)	

(注 1) 株式の割当て比率

当社は、兵庫機工の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 25.6 株を割当て交付いたします。

(注 2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が兵庫機工の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）における兵庫機工の株主の皆様に対して、その所有する兵庫機工株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数の当社株式を割当交付する予定です。なお、兵庫機工は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の買取請求に応じて取得する株式を含む）の全部を、基準時までには消却する予定です。本株式交換により交付する株式数は、兵庫機工の自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注 3) 効力発生日時点において兵庫機工が有する当社の株式

会社法 135 条第 3 項の規定に基づき、効力発生日時点において兵庫機工が有する当社の株式は、本株式交換後、相当の時期に処分する予定です。

(注4) 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満)を保有することとなる兵庫機工の株主の皆様については、当社に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

・単元未満株式の買取請求制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

(注5) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる兵庫機工の株主の皆様については、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします)に相当する当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様現金でお支払いいたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に係る割当比率(以下、「本株式交換比率」といいます。)の算定にあたり、その公平性・妥当性を確保するため、第三者算定機関として株式会社AGSコンサルティング(以下、「AGSコンサルティング」といいます。)に兵庫機工及び当社の株式価値、並びに、株式交換比率の算定を依頼しました。

当社は、AGSコンサルティングから提出を受けた兵庫機工及び当社の株式価値算定結果、並びに、株式交換比率の算定結果を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向等の要因を総合的に勘案した上で、兵庫機工との間で真摯に協議・交渉を行い、最終的に本株式交換比率がAGSコンサルティングが算定した株式交換比率のレンジ内であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではなく妥当であるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催された当社の取締役会決議及び2022年10月13日に開催された兵庫機工の取締役会決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結することといたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社と兵庫機工との間での協議により変更されることがあります。

(3) 算定に関する事項

AGS コンサルティングは、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、兵庫機工の普通株式の対価として交付する当社の株式価値については、市場株価法を採用して算定しております。具体的には、2022年10月20日を算定基準日とし、算定基準日の株価終値、並びに、算定基準日から遡る1か月間、3か月間及び6か月間の取引日における終値平均値に基づき算定しております。算定された当社の普通株式の1株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりであります。

採用した算定手法	株式交換比率算定の基礎となる1株当たりの価値の評価レンジ
市場株価法	889円～1,011円

これに対して、兵庫機工は非上場会社であるため、兵庫機工の普通株式の株式価値については、市場株価法は採用できず、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、将来の事業活動の状況に基づく収益獲得能力を評価に反映させるためにディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用するとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を用いて株式価値の算定をしております。なお、算定の前提とした兵庫機工の事業計画については、対前事業年度比較において大幅な増減益や資産、負債の金額が直近の決算書と比べて大きく異なることなどを見込んでいる事業年度はございません。

算定された兵庫機工の普通株式の1株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりであります。

採用した算定手法	株式交換比率算定の基礎となる1株当たりの価値の評価レンジ
DCF法	22,238円～30,781円
類似会社比較法	20,760円～28,102円

上記算定手法による当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の評価レンジは、以下の通りとなります。

採用した算定手法		株式交換比率の算定結果 (株式交換比率の評価レンジ)
当社	兵庫機工	
市場株価法	DCF法	22.00～34.63
	類似会社比較法	20.53～31.62

なお、AGS コンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用しております。

(4) 公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換の公正性・妥当性を担保するための措置として、当社及び兵庫機工から独立した第三者算定機関である AGS コンサルティングに、兵庫機工及び当社の株式価値、並びに、株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を踏まえて、兵庫機工との間で真摯に協議・交渉を行い、本株式交換を行うことについて、取締役会において決議いたしました。なお、当社は、第三者算定機関より、本株式交換比率がそれぞれの株主にとって財務的見地より妥当又は公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）は取得しておりません。

また、本株式交換に関する当社のリーガル・アドバイザーとして、弁護士法人北浜法律事務所東京事務所（以下、「北浜法律事務所」といいます。）を選任し、法的な観点から諸手続き及び対応等について助言を受けております。なお、北浜法律事務所は当社及び兵庫機工の関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(5) 利益相反を回避するための措置

当社の代表取締役会長である中島義兼及びその近親者が兵庫機工の株式の過半数を所有しており、当社と利益相反構造が存在することから、当社は、本株式交換に関し、利益相反を回避するための措置として、本日開催の当社取締役会では、当社の取締役のうち、中島義兼を除く当社の全ての取締役の全員一致で、本株式交換に関する決議を行いました。また、上記の取締役会には、当社の全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、中島義兼は、本株式交換に関し利害が相反するため、当社の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において本株式交換に関する兵庫機工との協議・交渉に参加しておりません。

また、兵庫機工の取締役である中島悠希氏は、当社の代表取締役会長であり兵

庫機工の筆頭株主でもある中島義兼と親族関係にあるとともに、自らも兵庫機工の株式を保有していることから、手続の公正性を担保するため、利益相反回避の観点から、兵庫機工は、本株式交換に関し、2022年10月13日開催の兵庫機工取締役会では、兵庫機工の取締役のうち、中島悠希氏を除く兵庫機工の全ての取締役の全員一致で、本株式交換に関する決議を行いました。また、上記の取締役会には、兵庫機工の全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、中島悠希氏は、上記理由により、兵庫機工の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しておらず、兵庫機工の立場において本株式交換に関する当社との協議・交渉に参加していません。

2. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、当社の資本金は変動しません。また、増加する当社の準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途適当に定める金額とします。

上記の資本金及び準備金の額は、法令、及び当社の財務状況、資本政策その他の諸事情に鑑み、相当であると判断しております。

別紙 3 : 計算書類

次頁以降をご参照ください。

第 6 1 期

決 算 報 告 書

令和 3年 3月21日から
令和 4年 3月20日まで

株 式 会 社 兵 庫 機 工

(法人番号:5140001061139)



X01616

貸借対照表

商号 株式会社 兵庫機工

代表者 中田 一男

令和 4年 3月20日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産	(1,878,520,943)	I 流 動 負 債	(1,688,348,184)
現 金 及 預 金	546,994,530	支 払 手 形	362,879,340
受 取 掛 手 形	155,642,000	買 掛 金	440,031,737
売 掛 金	25,607,340	短 期 借 入	50,000,000
棚 卸 資 産	1,150,764,912	未 払 掛 金	32,418,125
貸 倒 引 当 金	△ 487,839	未 払 法 費	18,337,656
		未 払 消 費 税	14,559,500
		未 前 預 受 り	34,679,900
		等 金	735,420,569
		金	21,357
II 固 定 資 産	(445,674,986)	II 固 定 負 債	(54,000,000)
有 形 固 定 資 産	(186,186,691)	長 期 借 入	54,000,000
建 築 物	89,884,687		
機 械 及 装 置	19,674,518		
車 両 運 搬 具	34,994,123		
工 具 器 具 及 備 品	3		
建 設 物 付 属 設 備	238,676		
地 権	17,631,324		
	23,763,360		
無 形 固 定 資 産	(1,895,472)		
電 話 加 入 権	1,500,000		
	395,472		
		負 債 の 部 合 計	1,742,348,184
		(純 資 産 の 部)	
		I 株 主 資 本	(581,847,745)
		1. 資 本 金	35,000,000
		2. 資 本 剰 余 金	(0)
		3. 利 益 剰 余 金	(546,847,745)
		(1) 利 益 準 備 金	8,750,000
		(2) そ の 他 利 益 剰 余 金	(538,097,745)
		別 途 積 立 金	148,000,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	390,097,745
		II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	(0)
III 繰 延 資 産	(0)	III 新 株 予 約 権	(0)
		純 資 産 の 部 合 計	581,847,745
資 産 の 部 合 計	2,324,195,929	負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	2,324,195,929



損益計算書

令和 3年 3月21日から
令和 4年 3月20日まで

商号 株式会社 兵庫機工

(単位：円)

科 目	金 額		
I 売上高	1,814,887,845	1,814,887,845	1,814,887,845
II 売上原価	845,744,704	0	
前期売上高	131,945,100	977,689,804	
当期売上高		605,659,450	
前期売上高		1,583,349,254	
当期売上高		0	1,583,349,254
			231,538,591
III 販売費及び一般管理費		179,667,034	179,667,034
販売費			51,871,557
IV 営業外収益		98,552	
営業外収益		4,430,000	
営業外収益		2,284,551	6,813,103
V 営業外費用		398,903	
営業外費用		2,477	401,380
経常利益			58,283,280
VI 特別利益		866,000	
特別利益		811,681	1,677,681
VII 特別損失		1	
特別損失		798,464	798,465
税引前当期純利益			59,162,496
法人税、住民税及び事業税		24,923,583	24,923,583
当期純利益			34,238,913



販売費及び一般管理費の計算内訳

令和 3年 3月21日から
令和 4年 3月20日まで

(単位：円)

科 目	金 額
旅 交 通 費	5,364,942
広 告 宣 伝 費	173,183
燃 料 費	3,139,749
車 輛 費	118,018
そ の 他 の 販 売 費	228,700
手 数 料	6,190,569
役 員 報 酬	39,500,000
給 与 手 当	40,339,759
賞 与 費	6,045,000
法 定 福 利 費	14,343,109
厚 生 費	3,256,653
退 職 金	1,969,073
減 価 却 費	4,613,628
地 代 家 賃	2,492,772
修 繕 費	1,762,180
事 務 用 品 費	3,122,647
通 信 費	2,574,415
水 道 光 熱 費	316,425
租 税 公 課	2,895,300
寄 付 金	301,000
接 交 際 費	18,292,432
保 険 料	2,219,316
備 品 消 耗 品 費	1,470,206
管 理 諸 費	2,677,127
研 究 一 切 費	12,050,780
修 繕 費	344,174
会 費 ・ 会 議 費	2,820,156
貸 倒 引 当 金 繰 入	487,839
雑 費	557,882
合 計	179,667,034

棚 卸 資 産 の 計 算 内 訳

令和 4年 3月20日現在

(単位：円)

科 目	金 額
原 材 料	12,261,663
仕 掛 品	1,136,568,629
貯 蔵 品	1,934,620
合 計	1,150,764,912

製造原価報告書

令和 3年 3月21日から
令和 4年 3月20日まで

(単位：円)

科 目			金 額	
I 材 期 原 補 合 期 当	料	費		
	首 材 料 棚 卸	高	14,781,765	
	材 料 仕 入	高	104,075,519	
	助 材 料	費	91,574,320	
	計		210,431,604	
末 材 料 棚 卸 期 材 料	高	14,196,283		
	費	196,235,321		
II 労 賃 工 厚 当	務	費		
	員 賞	金	103,611,326	
	生 務	与	15,750,000	
	期 勞 務	費	20,898,314	
			140,259,640	
III 経 外 運 減 修 租 消 旅 製 当 当 期 期 合 期 当	注 加 工	費	69,038,980	
		力	費	4,759,533
			賃	18,057,959
	価 償 却	費	10,365,229	
	繕	費	6,489,549	
	税 公	課	579,200	
	耗 品	費	24,267,423	
	費 交 通	費	610,552	
	造 雜	費	39,497,416	
	期 経	費	173,665,841	
	当 期 総 製 造 費 用		510,160,802	
	期 首 仕 掛 品 棚 卸	高	1,232,067,277	
	合 計		1,742,228,079	
期 末 仕 掛 品 棚 卸	高	1,136,568,629		
当 期 製 品 製 造 原 価		605,659,450		

株主資本等変動計算書

商号 株式会社 兵庫機工

令和 3年 3月21日から

令和 4年 3月20日まで

(単位：円)

I 株主資本			
1. 資本金	当期首残高		35,000,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>35,000,000</u>
2. 利益剰余金	当期首残高		8,750,000
(1) 利益準備金	当期変動額		0
	当期末残高		<u>8,750,000</u>
(2) その他利益剰余金	当期首残高		148,000,000
別途積立金	当期変動額		0
	当期末残高		<u>148,000,000</u>
繰越利益剰余金	当期首残高		361,108,832
	当期変動額		
	剰余金の配当	-5,250,000	
	当期純利益	34,238,913	<u>28,988,913</u>
	当期末残高		<u>390,097,745</u>
その他利益剰余金合計	当期首残高		509,108,832
	当期変動額		
	剰余金の配当	-5,250,000	
	当期純利益	34,238,913	<u>28,988,913</u>
	当期末残高		<u>538,097,745</u>
株主資本合計	当期首残高		552,858,832
	当期変動額		
	剰余金の配当	-5,250,000	
	当期純利益	34,238,913	<u>28,988,913</u>
	当期末残高		<u>581,847,745</u>
II 評価・換算差額等	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
III 新株予約権	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
純資産の部合計	当期首残高		552,858,832
	当期変動額		
	剰余金の配当	-5,250,000	
	当期純利益	34,238,913	<u>28,988,913</u>
	当期末残高		<u>581,847,745</u>

個別注記表

令和 3年 3月21日から

令和 4年 3月20日まで

I. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法又は旧定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

III. 貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 248,507,634円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数 25,000株

V. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額は、23,273.90円であります。

2. 一株当たり当期純利益は、1,369.55円であります。

以上